

# 伊賀市地域防災計画

## － 震災対策編 －

令和3年3月修正

伊賀市防災会議

## <目 次>

### 第1部 総 則

#### 第1章 計画の目的・方針

第1節 計画の目的及び構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

#### 第2章 計画関係者の責務等

第1節 県・市・防災関係機関・市民等の実施責任及び役割・・・・・・・・ 4

第2節 県・市・防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱・・・・・・・・ 6

#### 第3章 伊賀市の特質及び既往の地震災害

第1節 伊賀市の特質・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

第2節 伊賀市における既往の地震災害・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

#### 第4章 被害想定等

第1節 プレート境界型地震にかかる被害想定・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

第2節 内陸直下型地震にかかる被害想定・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

第3節 地震に関する調査研究の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

### 第2部 災害予防・減 災対策

#### 第1章 自助・共助を育む対策の推進

第1節 市民や地域の防災対策の促進・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

第2節 防災人材の育成・活用・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

第3節 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化・・・・・・・・ 36

第4節 ボランティア活動の促進・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

第5節 企業・事業所の防災対策の促進・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

第6節 児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進・・・・・・・・ 45

#### 第2章 安全な避難空間の確保

第1節 避難対策等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

#### 第3章 地震に強いまちづくりの推進

第1節 建築物等の防災対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 56

第2節 公共施設等の防災対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 59

第3節 危険物施設等の防災対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 62

第4節 地盤災害防止対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 65

#### 第4章 緊急輸送の確保

第1節 輸送体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 67

#### 第5章 防災体制の整備・強化

第1節 災害対策機能の整備及び確保・・・・・・・・・・・・・・・・ 69

第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保・・・・・・・・ 71

第3節 医療・救護体制及び機能の確保・・・・・・・・・・・・・・・・ 75

第4節 応援・受援体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 78

第5節 物資等の備蓄・調達・供給体制の整備・・・・・・・・ 80

第6節 ライフラインにかかる防災対策の推進・・・・・・・・ 82

第7節 防災訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・ 89

第8節 災害廃棄物処理体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 92

#### 第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）に対する対応・・・・・・・・ 96

第2節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に対する災害応急対応	97
第3節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に対する災害応急対応	100

**第3部  
発災後対策**

<b>第1章</b>	<b>災害対策本部機能の確保</b>	
第1節	活動態勢の整備	101
第2節	通信機能の確保	114
第3節	自衛隊への災害派遣要請の要求	121
第4節	災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用	129
第5節	広域的な応援・受援体制の整備	144
第6節	国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等	146
第7節	災害救助法の適用	148
<b>第2章</b>	<b>緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧</b>	
第1節	緊急の交通・輸送機能の確保	155
第2節	水防活動	159
第3節	ライフライン施設の復旧・保全	160
第4節	公共施設等の復旧・保全	166
第5節	ヘリコプターの活用	168
<b>第3章</b>	<b>救助・救急及び医療・救護活動</b>	
第1節	救助・救急及び消防活動	172
第2節	医療・救護活動	176
<b>第4章</b>	<b>避難及び被災者支援等の活動</b>	
第1節	避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営	182
第2節	要配慮者対策	190
第3節	学校・園における児童生徒等の安全確保	192
第4節	ボランティア活動の支援	194
第5節	防疫・保健衛生活動	196
第6節	災害警備活動	198
第7節	遺体の取り扱い	199
<b>第5章</b>	<b>救援物資等の供給</b>	
第1節	緊急輸送手段の確保	201
第2節	救援物資等の供給	205
第3節	給水活動	208
<b>第6章</b>	<b>特定災害対策</b>	
第1節	危険物施設等の保全	211
<b>第7章</b>	<b>復旧に向けた対策</b>	
第1節	廃棄物対策活動	214
第2節	住宅の保全・確保	218
第3節	文教等対策	220
第4節	災害義援金等の受入・配分	224

**第4部  
復旧・復興対策**

<b>第1章</b>	<b>復旧・復興対策</b>	
第1節	激甚災害の指定	226
第2節	被災者の生活再建に向けた支援	230
第3節	復興体制の構築と復興方針の策定	236

特別対策  
東海地震に関  
する緊急対策

**第1章 対策の目的等**

第1節 対策の目的及び関係機関の役割 …………… 237

**第2章 緊急対策**

第1節 市地震災害警戒本部の設置等 …………… 243

第2節 社会の混乱防止のためにとるべき措置 …………… 245

第3節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保 …………… 249

第4節 学校・園における児童生徒等の安全確保 …………… 253

第5節 救助・救急活動及び消防活動 …………… 254

第6節 医療・救護活動態勢の確保 …………… 255

第7節 緊急輸送態勢の確保 …………… 256

第8節 広域的な応援・受援体制の整備 …………… 258

第9節 ライフライン施設の安全対策 …………… 259

第10節 公共施設等の安全対策 …………… 262

第11節 危険物施設等の安全対策 …………… 264

第12節 食料及び生活必需品等の確保 …………… 265

第13節 社会秩序の維持 …………… 267